

町職員の給与や 職員数のあらまし



町職員の給与は、町議会の審議を経て、給料の額や各種手当の割合などが条例で定められていますが、行政の透明性を図るため、広く町民の皆さんに理解しやすい形で公表することが法律で定められています。

今月号では、令和5年度の町職員の給与や職員数の状況など、そのあらましをお知らせします。

■職員の任免および職員数

令和5年度に採用した職員は15人で、退職した職員は12人となっています。この1年間で3人増加しました。

表①採用者および退職者の状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	採 用 者 数	退 職 者 数
事 務 職	7人	6人
技 術 職	8人	6人

(注) 退職は、自己都合、定年、定年前早期、懲戒、死亡などの種類があります。技術職には、医師、看護師、医療技術員、保育士などが含まれます。

■職員数の状況

厚岸町は、より効果的な行政組織を構築するとともに、将来にわたって行政需要に的確に対応できる職員数とするため、適正な定員管理に努めています。

なお、令和6年の職員数と過去5年間の職員数は表②のとおりです。

表②平成31年～令和6年の職員数

(各年4月1日現在)

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
職 員 数	264 ^人	294 ^人	294 ^人	291 ^人	285 ^人	282 ^人
対前年増減	10 ^人	30 ^人	0 ^人	△3 ^人	△6 ^人	△3 ^人

(注) 1 職員数は、一般職(町長、副町長、教育長を除く)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、釧路東部消防組合への出向職員、会計年度任用職員は含まれていません。(以下同じ)
2 令和6年の職員数は、令和5年の職員数に令和5年度途中採用者2人および令和6年4月1日付け採用者7人を加え、令和5年度の退職者12人を差し引いた人数です。(令和5年の職員数には、令和5年4月1日付け採用者13人が含まれています)

部門別職員数の状況は表③のとおりで、令和5年と令和6年を比較しています。

表③部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
	総 務	49	43		総務課付の派遣職員、育児休業職員の増
	税 務	11	11		
	民 生	41	41		
	衛 生	14	15	△1	環境林務課職員減員
	水 工	23	26	△3	水産農政課職員、水道課職員減員
	農 商	8	10	△2	観光商工課職員減員
公 営 企 業 等	土 木	11	11		
	小 計	160	160		
特別行政部門 教 育		31	31		
公 営 企 業 等	病 院	65	67	△2	医療専門職員減員
	水 道	6	6		
	下 水 道	4	4		
	国 保	5	5		
	介護保険	8	8		
	老 健	3	4	△1	医療専門職員減員
	小 計	91	94	△3	
総 合 計		282	285	△3	

(注) 区分は毎年実施される『地方公共団体定員管理調査』の区分です。

■職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づく人事評価制度については、人材育成のツールの一つとして活用することで、より高い能力を持った職員の育成を行い、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、住民サービス向上の土台を作ることを目的としています。

職務遂行の過程において発揮した能力を評価する能力評価と、挙げた業績を評価する業績評価の両面から評価し、その評価結果を能力開発と人材育成につなげるとともに、人事管理の基礎とします。



厚岸町では、平成29年10月1日から人事評価を実施し、平成30年度から人事評価結果を勤勉手当、昇給などに反映させています。

■職員の給与の状況

表④は人件費の状況で、人件費には毎月の給与のほか、退職手当や共済費の使用者負担分など、広い範囲の経費が含まれています。

表④人件費の状況(普通会計決算)

区 分	人 口	歳出総額A	人 件 費 B	人件費率 B/A
令和5年度	8,273 ^人	116億9097 ^{万円}	18億4524 ^{万円}	15.8 [%]

(注) 1 人件費には毎月の給与のほか、退職手当、共済費の使用者負担分や特別職および会計年度任用職員に支給される給料・報酬などを含みます。
2 『普通会計』とは、特別会計と企業会計を除いた会計です。
3 人口は令和6年3月31日現在です。

毎月の給料と期末・勤勉手当などの諸手当を合わせた職員給与費の状況は表⑤のとおりです。

表⑤職員給与費の状況(普通会計)

区 分	職員数 A	給 与 費			1人当たり 給与費B/A
		給 料	諸 手 当	計 B	
令和6年度	205 ^人	7億370 ^{万円}	4億254 ^{万円}	11億624 ^{万円}	540 ^{万円}

(注) 1 諸手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算額です。

給料表は一般職、医療職、医師職に区分され、職務の内容と責任の程度に応じて、それぞれいくつかの級に分かれています。

一般行政職員全体の平均給料月額、諸手当を含めた平均給与月額、平均年齢は表⑥のとおりです。

表⑥職員の平均給料・給与月額および平均年齢

(令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	289,583円	340,688円	38歳

(注) 『一般行政職』とは医師、保健師、看護師などの特殊な職種を除いた一般事務職および一般技術職をいいます。(以下同じ)

表⑦は採用時の初任給です。

表⑦職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		厚 岸 町	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	166,600円